

## イラン向け再輸出規制の珍説

### 1. はじめに

本日の珍説の主は私（米満）です。

EAR99 品のイラン向け再輸出については、かつて次のような「定説」がありました。

日本企業がイラン向けで米国品を日本から再輸出をする際は、たとえ現在の規制リスト（Commerce Control List）非該当の EAR99 品であっても、もしそれが 1995 年 5 月 6 日当時の規制リスト該当品であれば、OFAC の許可が必要である。

ところが 1995 年時点の CCL は現在入手不可能なので、「1995 年 5 月 6 日当時の規制リスト該当品」か否かの判定も不可能（そんなバカな！）というわけです。

私の珍説は、上記への疑問です。（詳細は 3 節で説明しますが）**なぜ出たばかりの新製品**について、**1995 年規制に対する該非判定が必要なのだろう？** しかも **95 年当時の規制リストが入手不可能なのに、それに基づく判定を要求するなんて絶対おかしいぞ。** **95 年規制該非が問題とされるのは、当時存在した品目だけではないのだろうか？** 私はそう思ってきたのです。

実は現在この問題は、重要ではなくなりました。わが珍説が真であろうが偽であろうが、規制の適用に差がなくなったのです。というのは、昨年 1 月に General License 規定が改正された結果、「1995 年 5 月 6 日当時の規制リスト該当品」であるか否かは問われなくなった（要するに現在の CCL に照らして EAR99 であるならば再輸出の許可不要になった）ので。 そんなわけで「罪のない閑談」としてしばしお付き合いいただければ幸いです。

### 2. 「定説」の基礎

この問題に関する基本規定は OFAC の Iranian Transactions and Sanctions Regulations (ITSR) の次のくです。細目 a) (2) に注目下さい。

**§ 560.205 Prohibited reexportation of goods, technology, or services to Iran or the Government of Iran by persons other than United States persons; exceptions**

a) Except as otherwise authorized pursuant to this part, and notwithstanding any contract entered into or any license or permit granted prior to May 7, 1995, the reexportation from a third country, directly or indirectly, by a person other than a United States person, of any goods, technology, or services that have been exported from the United States is prohibited, if:

(1) Undertaken with knowledge or reason to know that the reexportation is intended specifically for Iran or the Government of Iran; and

(2) **The exportation of such goods, technology, or services from the United States to Iran (甲) was subject to export license application requirements under any United States regulations in effect on May 6, 1995, or**

(z) thereafter is made subject to such requirements imposed independently of this part (see § 560.414).

この a)(2)を EAR 研究者鈴木さんは次のように訳しています。

当該貨物、技術又は役務の米国からイランへの輸出が、(甲) 1995年5月6日時点で効力を有する米国規則のもとに輸出許可申請の要求事項の対象であった場合、又は (z) それ以降において本章とは別個に課せられる上記の要求事項の対象とされている場合 (§ 560.414 を参照のこと)。

ここで取り上げるのは下線部 (甲) の部分です。「定説」では「だから本当は 1995 年 5 月 6 日時点の規制リストに照らしての該非判定が必要」としています。但し肝心の規制リストが入手不可能なので「一体どうなってるんだ？」と首をかじげたままフリーズしているというのは、冒頭に申し上げた通り。たとえば『CISTEC ジャーナル』2016 年 3 月号の解説は、同年 1 月の General License 規定改正前について次のように解説しています。

非米国企業・非米国人が、現在 EAR 対象かつ EAR99 であるが 1995 年 5 月 6 日 当時は許可要だった品目(すなわち当時の ECCN 該当品目)を非米国から再輸出する場合も、OFAC の 許可が必要とされており、しかも、1995 年 5 月 6 日 当時の規制が公表されていないという不合理な状況 であったため、1995 年 5 月 6 日 当時は許可要だったかどうかを確認する方法はなかった。

### 3. 疑問の理由

私が上記「定説」に疑問を感じた理由を記します。

#### 【理由その 1】それではあまりに不合理すぎる

許可要否判断に必要なはずの 95 年リストが現存しない(「入手不可能」ってそういう意味ですよ)なんておかしいじゃありませんか？ それでは民間側も判断できないし、当局側も民間の許可要否判断が正しいかどうかをチェックできないのですから。

いかに米国当局が不合理でイカレタな連中であつたとしても、まさかそこまで狂っているわけがないと思います。

それに規則を公示し民間の自主管理に任せ、当局は事前段階では一々介入しないのが「米国の行政」と私は聞いています。「定説」の想定している行政スタイルとは違っています。

#### 【理由その 2】アリバイの持ち主を締め上げてどうするのか？

95 年 5 月時点で存在していた品目であれば、それが当時規制対象であつたかを論ずる意味もあるでしょう。

しかしそれ以降に登場した品目は、いわば当時の規制に関しては鉄壁のアリバイがあるのです。

話を簡単にするため、仮にこれが「人」について述べた規定だつたとして考えてみてください。書きぶりはこんな風になるでしょう・

1995年5月6日 当時の法令に抵触していた人物、又はそれ以降で法に触れた人物

『オデッサファイル』の中でナチ戦犯狩のウィーゼンタールが、主人公のアーリア人青年に向かって「その当時生まれていなかったあなたには責任がない」と言う場面がありました。それと同じようなものです。

もし1996年生まれの子供に対して「君は95年法令に違反する行為をしたかね？」と尋ねたなら、相当にヘンな人だと思いませんか？（しかも取調官が「実は俺も95年法令ってどんなものか知らないんだけどさ」と言ったなら。いや、もしかすると「俺は当時の法令持ってるけど見せてあげないよ。これは俺用のアンチョコだからね」なのかもしれません）

#### 4. 規定条文からの考察

前節では「常識論」から「定説」への疑問を呈しました。でも「常識論がなんだ？俺は条文の字面にあることしか信じないぞ！」という法令屋さんもいらっしゃることでしょう。そこで条文に対するテクニカル面の考察を付け加えることにします。もう一度、条文のサワリを見てみましょう。

(2) **The exportation of such goods, technology, or services from the United States to Iran (甲) was subject to export license application requirements under any United States regulations in effect on May 6, 1995, or (乙) thereafter is made subject to such requirements imposed independently of this part** (see § 560.414).

理解のカギは **be 動詞の時制** にあります。下線部 (甲) は過去形「was」、下線部 (乙) は現在形「is」になっていますね。

(乙) の方は簡単です。「現在、規制対象になっているか」ということですから。

では (甲) はなぜ過去形なのか？

もし「今年誕生した新製品も95年規制に照らして判定せよ」を意図しているならば、ここは「is」でしょう。「was」ではおかしいではありませんか？あるいは「今年の新製品であっても、95年規制に照らして判定した場合に該当したら」と（あくまでも架空の想定下の議論として）言いたいのであれば、仮定法構文により「would be」か「would have been」にするところだと思うのです。

ところが条文は過去形「was」を選択しました。その意味するところは「95年規制に照らして、あるとき（おそらく95年に）判定したら実際に規制該当だった」という過去の事実の存在を問うている、と考えるのが妥当でしょう。下線部 (甲) は、そのような事実があれば a)(2) の条件に該当し規制対象になる、と述べているのです。

言い換えれば、そのような事実がなかったならば下線部 (甲) のハードルに触れることはなく、あとは下線部 (乙) に該当するかどうかだけの話になるわけです。つまり95年当時に存在しなかった品目については、この条件に引っかかることは最初からないので、判定に悩む必要もない、というわけです。

## 5. General License 制度の 2016 年 1 月改正への評価

第 1 節で申し上げたように、General License 制度の 2016 年 1 月改正により「1995 年 5 月 6 日当時の規制リスト該当品」であるか否かが問われないことになりました。(詳しくは OFAC サイトの FAQ…次頁…を参照)

わが輸出管理「業界」ではこれを大歓迎しました。たとえば『CISTEC ジャーナル』2016 年 3 月号は「これは企業実務にとって画期的なルール化である」と最大級の評価をしています。その背景には「定説」があります。すなわち「今までは 95 年規制リストによる判定が必要と思いつつも、それができずお手上げだったのが、これで解消された」という喜びを示した評価だったわけです。

もちろん私だって喜んでいますが。但し「珍説」の主としては、「業界」主流とはちょっと違う意味で。どういうことかと申せば

- ① 基本的に「1995 年 5 月に存在しなかった品目」については、元々当時の規制リストによる判定は不要だったと思っています。したがって感激の度合いは小さくならざるをえません。
- ② しかしマイナーチェンジによる「新製品」については、改正のおかげですっきりしました。

ITSR 条文にいう「such goods」が、もし「そのモデル」を指しているのならそのモデルは 1995 年時点には存在しなかったのだから、当時の規制リストによる判定不要と言い切って問題ありません。

では「such goods」が、もし「その種の商品」という意味であったなら？ 「昔のモデル」の 95 年判定が要求されるでしょう。(一般論として、該非判定はモデルごとに行うものですし、モデルごとに判定結果は変わりうるものでもあるので、法が「その種の商品」というようなアバウトなくくり方をするとは思えませんが) そういう不安が解消されたことは大いに評価したいと思っています。

私には直接の情報源となるようなコネを米国にもっておりません。従ってこれまで述べたことは、あくまでも条文を「私の常識」で解釈した「珍説」であります。今更の感もありますが、念のため付け加えておきます。

<参考> OFAC サイトの FAQ 抜粋

( [https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/jcpoa\\_faqs.pdf](https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/jcpoa_faqs.pdf) )

**Frequently Asked Questions Relating to the Lifting of Certain U.S. Sanctions Under the Joint Comprehensive Plan of Action (JCPOA) on Implementation Day1**

**M. 9. After Implementation Day, are U.S. persons able to export, reexport, sell, or provide goods, services, or technology to Iran? And can non-U.S. persons export, reexport, sell, or provide U.S. goods, services, or technology to Iran?**

No, unless the transaction is exempt from regulation or authorized by OFAC. Under section 560.204 of the ITSR, U.S. persons continue to be broadly prohibited from exporting any goods, services, or technology directly or indirectly to Iran, with the exception of transactions that are exempt from regulation or authorized by OFAC. Furthermore, section 560.204 of the ITSR generally prohibits the exportation, reexportation, sale, or supply, directly or indirectly, of any goods, technology, or services from the United States or by U.S. persons to a person in a third country undertaken with knowledge or reason to know that such goods, technology, or services are intended specifically for supply, transshipment, or reexportation, directly or indirectly, to Iran or the Government of Iran; or that such goods, technology, or services are intended specifically for use in the production of, for commingling with, or for incorporation into goods, technology, or services to be directly or indirectly supplied, transshipped, or reexported exclusively or predominantly to Iran or the Government of Iran. These prohibitions remain in place even if secondary sanctions on the transaction or activity have been lifted under the JCPOA.

In addition, pursuant to section 560.205 of the ITSR, non-U.S. persons continue to be prohibited from reexporting from a third country, directly or indirectly, any goods, technology, or services that have been exported from the United States if they know or have reason to know that the reexportation is intended specifically for Iran or the Government of Iran and the items are controlled for export from the United States to Iran. Non-U.S. persons also continue to be prohibited from reexporting from a third country items containing 10 percent or more U.S.-controlled content, if undertaken with knowledge or reason to know that the reexportation is intended specifically for Iran or the Government of Iran. **However, the exportation or reexportation of U.S.-origin goods that are designated as EAR99 under the EAR from a third country to Iran without knowledge or reason to know at the time of export from the United States that the goods are intended specifically for Iran would not be prohibited.** Additional export controls administered by the Department of Commerce may also apply. [01-16-2016]

(2017.1.6)